

(特定株式等が特定の評価会社の株式等に該当するかどうかの判定)

[Q12] 特定株式等が特定の評価会社の株式等に該当するかどうかは、特定非常災害の発生直後の状況により判定するのですか。

[A]

特定非常災害に係る特例の適用を受ける特定株式等が、評価通達 189((特定の評価会社の株式))の(1)から(6)のいずれに該当するかは、特定非常災害の発生直後の状況により判定するのではなく、評価通達 189 の定めにより課税時期における評価対象法人の現況で判定します。

(参考)【特定の評価会社に該当するかどうかの判定の例】

《課税時期》

・ 通常会社

○ 株式、出資及び新株予約権付社債以外の資産の価額の減少等
○ 比準要素数の減少

《特定非常災害発生直後》

・ ~~株式等保有特定会社~~
・ ~~比準要素数1の会社~~ など

評価通達 189 の定めにより、課税時期の現況で判定します。

【関係法令等】

措置法第 69 条の 6、第 69 条の 7

措置法施行令第 40 条の 2 の 3 第 1 項

措置法通達 69 の 6・69 の 7 共 5

評価通達 189